

平成 30 年 6 月 26 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

**「ファンド・マネジャー（海外リート）」
約款変更のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「ファンド・マネジャー（海外リート）」につきまして、受益者のみなさまのニーズに対応するため、信託報酬率を引き下げる約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド
ファンド・マネジャー（海外リート）
2. 約款変更日
平成 30 年 6 月 26 日
3. 変更内容（信託報酬率（年率）の変更）

変更後	日々の純資産総額に対して、 <u>年率 0.4428%（税抜 年率 0.41%）</u> をかけた額
変更前	日々の純資産総額に対して、 <u>年率 0.486%（税抜 年率 0.45%）</u> をかけた額

<内訳>

信託報酬率 （税抜）	合計		委託会社	販売会社	受託会社	
	変更後	変更前	変更なし	変更なし	変更後	変更前
	<u>0.41%</u>	<u>0.45%</u>	0.33%	0.05%	<u>0.03%</u>	<u>0.07%</u>

〈約款の新旧対照表〉（信託報酬等）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託報酬等）</p> <p>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>41</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③（略）</p>	<p>（信託報酬等）</p> <p>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>45</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③（略）</p>

以上

- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ
三菱UFJ国際投信 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。